

1 補助対象要件について

1 含有調査の補助対象はどのようなものでしょうか。

アスベスト含有のおそれがある吹付け建材が施工された建築物です。

2 除去等の補助対象はどのようなものでしょうか。

「吹付けアスベスト」が施工された建築物です。
吹付けアスベストとは、吹付け石綿及び含有する石綿の重量が当該建築材料の0.1%を超える吹付けロックウールをいいます。

3 吹付けパーミキュライト、吹付けパーライトは含有調査の補助対象になりますか。

補助対象になります。

4 吹付けパーミキュライト、吹付けパーライトは除去等の補助対象になりますか。

補助対象になりません。吹付けパーミキュライト、吹付けパーライトは、国土交通省による実態調査において、有意なアスベスト繊維の飛散がみられないことが確認されたため、補助対象になりません。

5 封じ込めや囲い込みは除去等の補助対象になりますか。

補助対象になります。

6 石綿含有仕上塗材や石綿含有成形版は、含有調査及び除去等の補助対象になりますか。

補助対象になりません。石綿含有仕上塗材、石綿含有成形版は吹付け建材ではないため、含有調査及び除去等のいずれも対象になりません。

7 解体する予定の建築物の含有調査及び除去等は補助対象になりますか。

補助対象になりません。継続して使用する予定である建築物が対象になります。

8 「吹付けアスベスト」の一部に対して除去等を実施する場合は補助対象になりますか。

補助対象になりません。建築物に吹付けられている全ての「吹付けアスベスト」に対して、除去等工事を実施していただく必要があります。

2 申請書類について

1 確認済証又は検査済証の写しがない場合、申請は可能でしょうか。

可能です。登記事項証明書など、建築年代が記載されている他の書類を建築年代の証明として提出していただいで構いません。

2 建築物石綿含有建材調査者の調査者登録証の写しは複数の事業者分必要でしょうか。

必要ありません。含有調査又は除去等を実際に請け負う業者に属する方の調査者登録証の写しのみを提出してください。
また、建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書など、修了証明書番号が記載されている他の書類を提出していただいても構いません。

3 見積書は原本の提出が必要でしょうか。

必要ありません。見積書は写しで構いません。必ず複数の事業者が作成した見積書を提出してください。

4 見積書に明記しなければならないことはありますか。

見積書には、含有調査又は除去等を行う建築物の所在地を明記してください。
また、含有調査の場合は分析方法も明記してください。

5 メールでの提出は可能でしょうか。

可能です。様式はホームページからダウンロードできますので、添付図書と併せてメールで送付してください。
希望される方は、建築安全推進課までご相談ください。(TEL:075-222-3613)